

夏休みも事故に気をつけよう

夏休みがはじまります。外にあそびに行くときは交通ルールをまもって、事故のないたのしい夏にしましょう！

道ろや交さ点での事故は、まわりの安全をよく見なかったこと(とび出しなど)で起こることが多いです。しっかり立ち止まって、左右と後ろを見て、車や自てん車がないか、よくたしかめましょう！

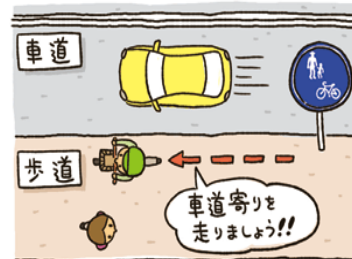
道ろをわたるときに気をつけること

- ★道ろをわたるときは、おうだん歩道をわたしましょう。しんごうが赤のときはとまります。青のときでも、左右をみて車がとまったことを確認してわたしましょう。
- ★道ろをわたるときは、手をあげてわたしましょう。
- ★しんごうがないところは、左右をみて、車がきていないかよく見てからわたります。



自てん車にのるときのおやくそく

- ★道ろの左がわを走る。
- ★歩道では、車道よりをゆっくり走る。
- ★ふたり乗りはしない。
- ★信号をまもる。
- ★自てん車でならんで走らない。
- ★きょうそうをしない。



くらしに役立つ情報：「知ってる？守ってる？自転車利用の交通ルール」(政府広報オンライン)より



- ★このひょうしきがあるところでは、かならずいったん止まって、車や歩行者がいらないか、右・左・右・後ろのじゅんばんで安全をたしかめる。

保護者のみなさまへ

- ◆令和3年1月から5月までの期間に、仙台市内で141件の自転車の事故がおきています。(青葉区42件、宮城野区19件、若林区33件、太白区29件、泉区18件 ※宮城県警ホームページより) そのうち泉区で1名の方が亡くなる重大な事故も起きています。
- ◆警察庁の資料によると、平成28年～令和2年度の期間において自転車乗用中の事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っています。また、令和2年度中に起こった自転車乗用中の交通事故で、ヘルメットを着用していなかった方は、着用していた方に比べて致死率が約3倍高なっています。
- ◆道路交通法および「仙台市自転車の安全利用に関する条例」では、保護者は小学生・幼児に自転車用ヘルメットを着用させるよう努める義務があります。お子さんの命を守るためのヘルメットをかぶらせるとともに、保護者の方もヘルメットを着用し、交通ルール遵守のお手本を示しましょう。